

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | | | 資料番号 | 6 | 担当課 | 都市整備課 |
|---|-----|------|----|---------|--------------------|-----|-------|
| 法令名 | 水道法 | 根拠条項 | 31 | 許認可等の内容 | 水道用水供給事業の休止及び廃止の許可 | | |
| 水道法 (昭和三十三年六月十五日法律第百七十七号) (準用) 第三十一条 第十一条から第十三条まで、第十五条第二項、第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、水道用水供給事業者について準用する。 (事業の休止及び廃止) 第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。 | | | | | | | |